

余裕期間設定工事について

本工事は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、施工時期等の平準化を図ることを目的として行う余裕期間設定工事である。

余裕期間設定工事の実施にあたっては、余裕期間設定工事実施要綱（平成29年2月17日建政-1488、以下「要綱」という。）による。

余裕期間設定工事における留意すべき項目については次のとおりである。

1. 余裕期間の設定等について

- (1) 休日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を工事着手日に指定することができない。
- (2) 任意着手方式においては、一般競争入札又は条件付き一般競争入札によるものは競争入札参加資格確認申請時に入札参加申請者が、指名競争入札又は随意契約によるものは落札決定（随意契約にあつては契約の相手方の決定する行為）後に落札者が、それぞれ提出する工事着手日報告書（別紙1）により工事着手日を定めること
- (3) 工事着手日の指定により定まる実工期の末日は、休日とすることはできない。

2. 余裕期間中における取扱いについて

- (1) 現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の配置は不要である。
- (2) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることができない。
- (3) 資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の着手に相当する行為を行うことができない。
- (4) 前払金の請求書を提出することができない。
- (5) 任意着手方式で契約者が選択した工事着手日により生じる費用については、変更契約の対象とする。

3. 配置予定技術者に係る入札参加資格要件の判断

配置予定技術者については、契約担当者が定める工事着手日又は工事着手期限日を基準日として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。

4. 契約等手続について

- (1) 契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた全体工期を含むものであること。
- (2) 工程表は契約締結後10日以内に提出するものとし、工程表に記載する工程は、余裕期間を除いた工程とすること。
- (3) 工事着手届及び施工計画書は、工事着手日に提出すること。
- (4) 現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、契約締結時に提出すること。
- (5) コリンズの受注時登録については、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するとともに、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。

5. 技術者が工事着手日に配置できない場合の対応について

- (1) 届出された技術者が工事着手日に配置できない場合であっても、技術者の変更を認めない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成16年3月31日付け建管-3097）に準じて技術者の変更を認める。
 - 1) 技術者が当該余裕期間設定工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合
 - 2) 技術者の死亡、傷病、出産その他契約担当者が認める事情により当該技術者を配置することができない場合
- (3) 前項の規定により技術者の変更を認めるときは、契約者と変更後の技術者との間に3か月以上の雇用関係があることが必要であること。